

議案第 107 号

市有財産の処分について（三郷総合営農センターの譲与）

市有財産である三郷総合営農センターを下記のとおり譲与することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号及び同法第 237 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 譲与する物件の所在等

所 在	安曇野市三郷明盛 3344 番地 2		
家屋番号	3344 番 2	建築年月	平成 10 年 3 月
種 類	総合営農指導拠点施設	構 造	鉄骨 2 階建
床 面 積	656.78 平方メートル		

2 譲与の相手方

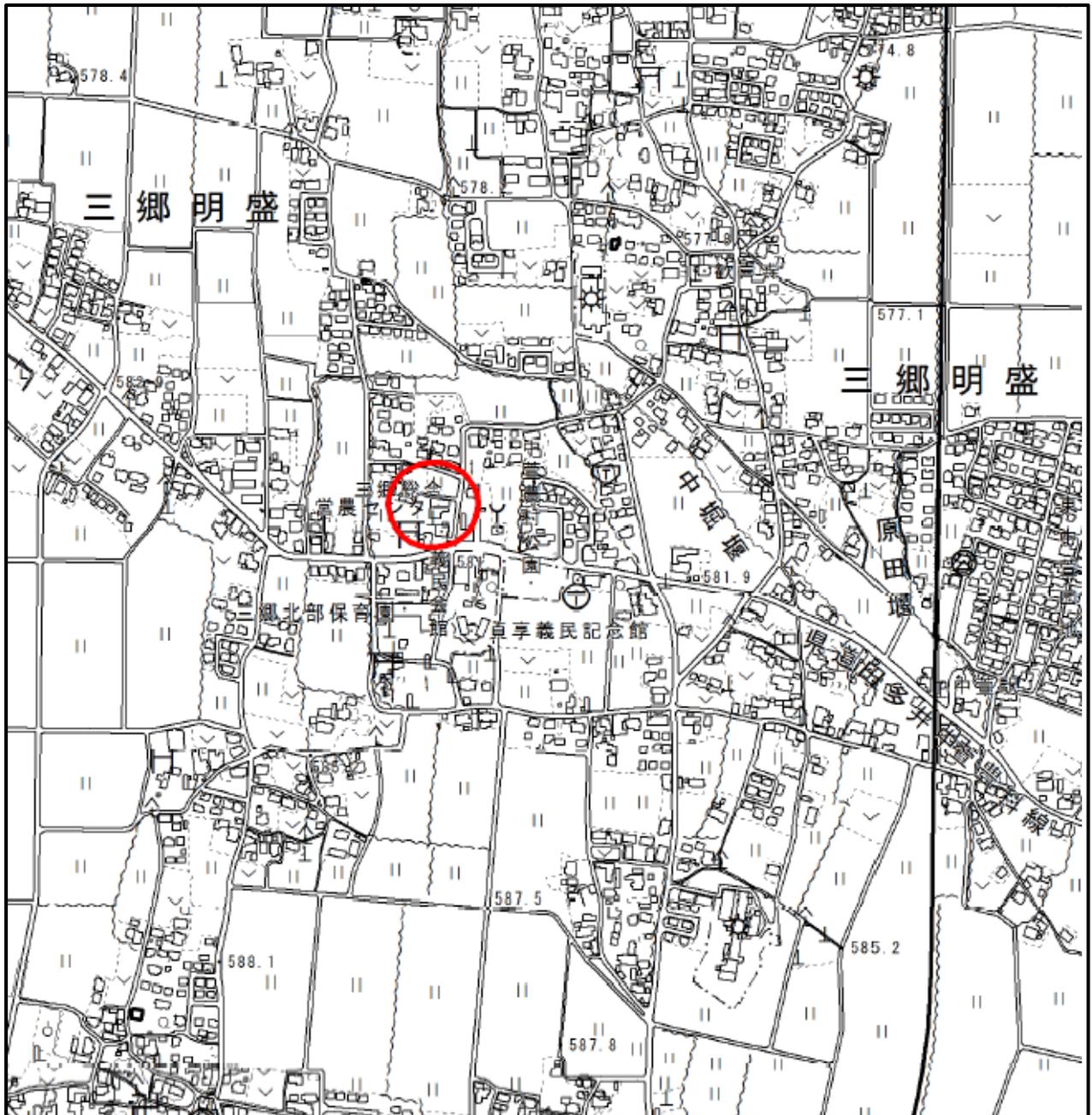
安曇野市三郷明盛 3344 番地 2

中萱区長 手塚 久盛

令和 3 年 11 月 22 日 提出

安曇野市長 太田 寛

安曇野市三郷総合営農センター 位置図



議案第 108 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市豊科南部地区産地形成促進施設

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市豊科高家 5735 番地 10

豊科南部地区新鮮市組合

組合長 松尾 園子

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

令和 3 年 11 月 22 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 109 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市三郷畜産活性化施設

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市豊科 5565 番地 4

株式会社 綿半三原商店

代表取締役 間瀬 敏彦

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

令和 3 年 11 月 22 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 110 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市明科農産物加工交流施設

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市明科七貴 9334 番地 1

安曇野あかしの農産物加工交流ひろば組合 Ebeya（えべや）

代表 平林 千代

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

令和 3 年 11 月 22 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 111 号

公の施設の指定管理者の指定期間の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者の指定の期間を変更したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市南小倉林業研修センター

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市三郷小倉

南小倉区

区長 降幡 吉宏

3 指定の期間の変更

「平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで」を「平成 31 年 4 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日まで」に変更する。

令和 3 年 11 月 22 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 112 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市堀金農業活性化施設

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市堀金三田 601 番地
小田多井地区農村管理センター
代表 安部 直志

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 3 年 11 月 22 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 113 号

公の施設の指定管理者の指定期間の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者の指定の期間を変更したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市有明荘

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市穂高有明 1326 番地

株式会社 燕山荘

代表取締役 赤沼 健至

3 指定の期間の変更

「平成 28 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで」を「平成 28 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで」に変更する。

令和 3 年 11 月 22 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 114 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市豊科水辺公園マレットゴルフ場
安曇野市豊科水辺マレットノース 18

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市豊科 XXXXXXXXXX
豊科マレットゴルフ協会
会長 山田 洋一

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

令和 3 年 11 月 22 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 115 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称
安曇野市権現宮マレットゴルフ場
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市穂高 8425 番地 1
穂高マレットゴルフ協会
会長 須澤 利貞
- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

令和 3 年 11 月 22 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 116 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市穂高立足マレットゴルフ場

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市穂高有明

立足マレットゴルフ同好会

会長 花岡 實

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

令和 3 年 11 月 22 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 117 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市三郷黒沢マレットゴルフ場

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市三郷温 XXXXXXXXXX

三郷マレットゴルフ協会

会長 松村 淨

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

令和 3 年 11 月 22 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 118 号

市道の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定したいので、議会の議決を求める。

記

別紙市道認定路線調書による。

令和 3 年 11 月 22 日 提出

安曇野市長 太田 寛

(別紙)

市道認定路線調書

整理番号	路線番号	起点地番	延長 (m)	重要な経過地	認定理由
	路線名称	終点地番	幅員 (m)		
1	11733	豊科2575-23番地先	L= 147.4		宅地造成に伴う認定
	豊科1733号線	豊科2575-41番地先	W= 6.0		
	11734	豊科2575-11番地先	L= 181.8		宅地造成に伴う認定
	豊科1734号線	豊科2575-23番地先	W= 5.0~6.0		
	11735	豊科2575-30番地先	L= 41.2		宅地造成に伴う認定
	豊科1735号線	豊科2575-32番地先	W= 6.0		
	11736	豊科2575-36番地先	L= 38.4		宅地造成に伴う認定
	豊科1736号線	豊科2575-38番地先	W= 5.0		

認定路線位置図

整理番号 1

